

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリー M、N、O の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）道路運送車両の保安基準の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行う。

（ア） 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。（第 46 条関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

（イ） 一般原動機付自転車について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合する走行距離計を備えなければならないこととする。（第 65 条の 2 関係）

【適用日】

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

（2）装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行う。

- (ア) 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(第5条関係)

第13号第14改訂版	⇒	第13号第15改訂版
第39号改訂版	⇒	第39号第2改訂版
第100号第4改訂版	⇒	第100号第5改訂版
第171号初版	⇒	第171号改訂版
(新設)		第177号初版

- (イ) 法第75条の3第8項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第177号に基づき認定された「自動車駆動用出力装置」を追加する。(第5条関係)

(3) その他の関係省令の一部改正

上記のほか、関係する省令の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール (予定)

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(2)(ア)(協定規則第177号に係る部分に限る。)及び2.(2)(イ)は、令和7年9月27日